

2024年 第6回研修会

開催日 2024年8月1日(木) 2日(金) 船橋カントリークラブ

本競技は、日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルール・競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は、競技会場での掲示物に記載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は「一般の罰(2打罰)」となる。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(1) 修理地

- ①青杭を立て、白線で囲まれた区域によって定める。
- ②グリーンの前を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤードージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(2) 動かさない障害物

- ①排水溝。
- ②複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
- ③動かさない障害物と白線につながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

3. 不可分な物

- (1) 樹木やその他の恒久的な物件に巻き付いたり、密着させてあるもの。
- (2) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレーン(白線につながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

5. 目的外グリーンはカラーを含む

6. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(1) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレー中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまではストロークを行ってはならない。この競技の条件の違反の罰は失格。

(2) 通常の中断(日没やコースがプレー不能) 規則 5.7b.c.d に従って処置すること。

(3) プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中断 : 3 回の短いサイレン

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン

7. 練習

プレーヤーは終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行ってはならない。

8. 移動

乗用カート乗車可。

9. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用してはならない。

【注 意 事 項】

1. プレー上、特に注意する事。

(1) 暫定球を打つ(ボールの行方が不明な時)。

(2) バンカーショット後は必ず均す(レーキのギザギザ面とフラット面の両方を使う)。

(3) 同伴競技者全員のパッティングが終了するまで、次のホールへは移動しない。

(4) レディゴルフ(準備できた人から打つ)を心掛ける。

2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

3. 距離計測器は使用可。但し、高低差を計測することは不可。

4. 全員がホールアウトした時点の各 9H の所要時間が 2 時間 15 分以上かかり、且つ、前の組から 15 分以上遅れた場合は、その組全員に 1 ペナルティを科す。

スコアカード提出前に、必ず競技委員にタイムパーカードの時間の確認を受けること。

5. 協会主催の全ての競技会においてジャケット着用で来場のこと。スパイクシューズでの入場は禁止。セカンドキャディバッグ使用禁止。

6. 試合開始 40 分前までに協会受付を終了すること。

7. 練習場 ドライビングレンジ : 使用可。1 人 1 箱まで。

バンカー練習場 & アプローチ練習場 & パッティンググリーン : 使用可。

8. 携帯電話のコース内持出し禁止。クラブハウス携帯使用場所以外、使用禁止。

9. スタート表掲載後の欠席は次回ウェイトニングとなる。無断欠席は 2 回出場停止。

10. 研修会成績トップより 20 打以上の会員は、次回参加はウェイトニングとなり、空きが有った場合に成績順に参加可能となる。又、当日、会場でウェイトニングすることも可能。

11. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。

研修会会長 村田 達勇